

# 著作権信託契約約款の変更について

2017年6月28日の定時社員総会において、著作権信託契約約款（約款）の変更が可決されました。今回の変更は、信託契約約款改正委員会（※）における審議の結果を踏まえたもので、委託者の意思をよりの確かかつ迅速に管理業務に反映させ、委託者の自由度を高めることを主な内容としています。

（※）理事会の諮問機関の一つ。JASRACの正会員である作詞者・作曲者・音楽出版者を委員とし、弁護士を専門委員として組織する。理事会から諮問を受け、約款に関する調査審議を行う。

主な変更点は次の三つです。

- ① 外国地域のみ管理委託を可能にする規定の整備  
外国地域の権利だけでもお預けいただくことができるようになりました。
- ② 管理委託範囲の選択サイクルの短縮  
お預けいただく権利を毎年見直すことができるようになりました（これまでは3年ごと）。
- ③ 著作者の自己使用の範囲の拡大  
JASRACに著作権をお預けいただいた後でも、著作者が自分の作品を使いやすいように、自己使用の範囲を広くしました。

以下、順に説明します。

## ① 外国地域のみ管理委託を可能にする規定の整備

日本国内における利用についての管理を委託せずに、外国地域における利用についての管理のみを委託することができるようになります。

日本の魅力あるコンテンツを海外に発信するクールジャパン戦略の推進に向けて官民を挙げて取り組んでいる中、音楽についてもインタラクティブ配信やライブなど積極的な展開が進み、海外で日本の楽曲が利用される機会が増加しています。

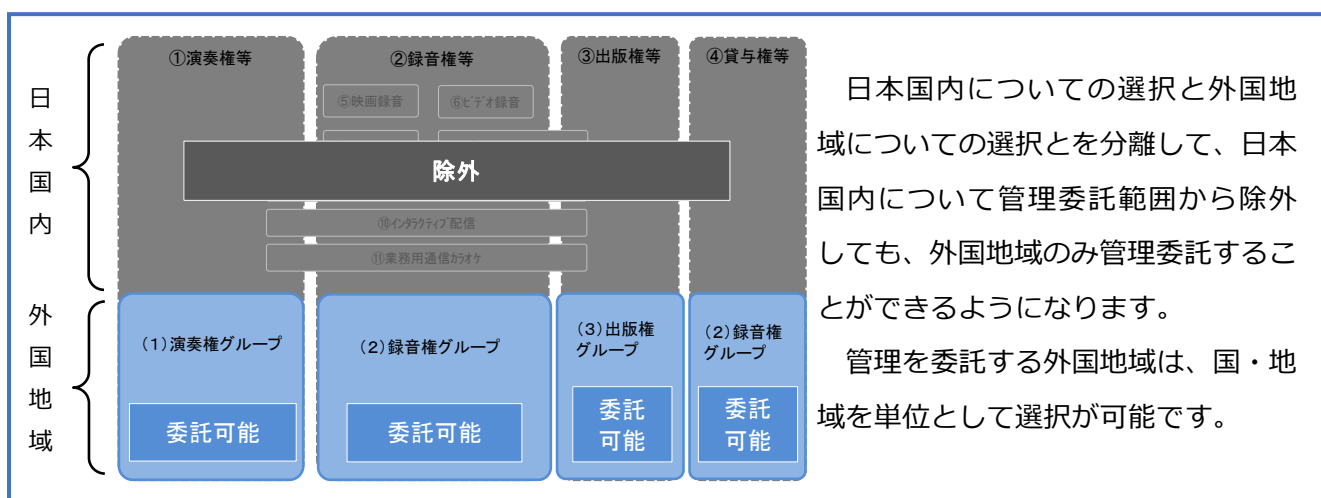
JASRACは、世界各国の管理団体との間で管理契約を締結し、各国での利用について現地の管理団体から送金を受けることができる体制（国際ネットワーク）を構築して、委託者の皆さまに使用料を分配しています。

しかしながら、多くの外国団体は、どの管理契約締結団体のメンバーでもない著作者（作詞者・作曲者）を演奏権使用料の分配対象としていません。つまり、著作者自身がJASRACと信託契約を締結していない場合（かつ他の管理団体のメンバーでもない場合）は、音楽出版者を通じてJASRACに管理委託がされていても、外国団体の多くはその著作者を演奏権使用料の分配

対象としません。

こうした中、これまでの約款では、日本国内における利用についての管理を委託せずに、外国地域における利用についての管理のみを委託することができませんでした。このため、所属事務所との契約の関係などから、国内外の管理を一体的に J A S R A C に委託する信託契約を締結することができない著作権者は、外国地域における演奏権使用料の分配を受けることが難しい状況がありました。

そこで、今回、権利者の多様なニーズに対応しつつ、外国で作品が使われた場合の使用料がより広く還元される環境を整備するため、外国地域のための管理委託という新たな選択肢を用意しました。



## <変更後の管理委託範囲の選択区分>

### 【日本国内における管理委託範囲の選択区分（変更後約款別表）】



### 【外国地域における管理委託範囲の選択区分（変更後約款4条2項）】

- (1) 演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権
- (2) 録音権、頒布権、貸与権及び録音物に係る譲渡権
- (3) 出版権及び出版物に係る譲渡権

## ② 管理委託範囲の選択サイクルの短縮

管理委託範囲の選択サイクル（※）を、3年から1年に短縮します。これにより、信託期間の更新時期にかかわらず、管理委託範囲の変更ができるようになります。

（※）委託者が管理委託範囲（お預けいただく権利の範囲）の選択をしてから次に選択をすることができるまでの期間（間隔）

管理委託範囲を支分権（演奏権、録音権など）や利用形態（広告目的で行う複製、インターネットでの音楽配信など）ごとに選択することができる制度は2002年に導入されました。これまでは、利用許諾の安定性への影響に配慮して、管理委託範囲を変更できるタイミングを3年ごと（制度導入当初は5年）に限定していましたが、制度の導入から15年以上が経過して運用の状況が安定し、利用許諾の安定性に当初懸念したほどの影響は生じないものとみられることから、選択サイクルを1年に短縮します。

今後は、管理委託範囲の変更を希望する委託者は、毎年12月末までに届け出ていただくことにより、翌年4月1日から新しい管理委託範囲に変更することができるようになります。

## ③ 著作者の自己使用の範囲の拡大

委託者である著作者が自らの作品を自ら使用する場合に、通常の利用許諾手続をとらなくてよい範囲を拡大します。

JASRACは、委託者から信託契約による一任を受け、使用料規程所定の額又は率の使用料で一律に許諾することを原則としていますが、委託者の意思を反映させるためのオプションも用意しています。その一つが、管理の留保又は制限です。これは、JASRACが利用者に使用料を請求することを委託者の意思によって差し控えさせる（制限する）もので、CM・映画の委嘱やタイアップ作品、演劇・ゲームの委嘱作品に関するものなど、様々な作品や利用が対象となっています。

著作者による自己使用もその一つで、これまでも、著作物の利用の開発を図る目的であって、かつ、無償である場合（当該著作物の提示・提供につき、実費を超える対価を得ない場合）については、管理の留保又は制限をすることができました。




今回、この自己使用の範囲を拡大し、音楽出版者との著作権契約のない作品については、対価を得て行う自己使用であっても管理の留保又は制限をすることができるようになりました。

## 【自己使用の範囲】

	従来の自己使用の範囲	拡大した自己使用の範囲
対象作品の限定	なし（自らの作品全てが対象）	音楽出版者との契約のない作品に限定
目的と対価に関する限定	著作物の利用開発目的かつ 対価(※)を得ない場合に限定  ※ 実費の範囲内で得る対価は対価とみなさない。	限定なし
利用の規模の限定	なし	あり（理事会が定める一定の規模の範囲内）



## 【利用形態ごとの規模の上限（7月5日理事会承認）】

利用形態	規模の上限
演奏会等 	入場料と会場定員数との積が400万円まで (入場料 × 会場定員数 ≤ 400万円)  ただし、演奏の態様により必然的に会場の規模が大きくなるなど合理的な理由がある場合には、基準にかかわらず、対象とすることができる。
複製 (オーディオ録音 ビデオグラム録音 出版) 	複製数1,000枚・部まで
インタラクティブ配信 	「配信期間が3か月まで」 又は 「リクエスト回数が1,000回に達するまで」の いずれか短い方の期間

管理の留保又は制限をするためには、使用する著作物の関係権利者全員の同意を得た上で、事前にJASRACに届け出ていただく必要があります。

## お問合せ（平日9:00～17:00）

著作権信託契約や入会の手続きに関するご質問については、こちらまでお問い合わせください。

JASRAC 会務部

電話：03-3481-2143

FAX：03-3481-2153

URL：<http://www.jasrac.or.jp/contract/index.html>